

長与町農業委員会議事録

令和5年10月25日

長与町農業委員会

令和5年10月農業委員会総会

1. 日時 令和5年10月25日（水） 13時00分から15時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代
	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎

4. 農業委員会委員 欠席委員（2名）

7番 柳原 厚志 9番 山口 和幸

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（1名）

6番 吉川 直行

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
第2	第1号議案 農用地利用集積計画について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について		
第4	第1号報告 違反転用報告について		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主事	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中10人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

本日の欠席者は、7番 柳原 厚志 委員、9番 山口 和幸 委員、吉川 直行農地利用最適化推進委員の3人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和5年10月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。10番 柿本 透 委員、11番 山口 多美子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農用地利用集積計画が4件

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式が10件
報告事項は違反転用事案報告を2件予定しております。

それでは、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。1件目を事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。

第1号議案の2ページをお開きください。

1件目

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 本川内郷 (地番) 地目 畑 面積 2, 127 m²です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和5年11月1日から令和15年10月31日までの10年間です。

平成15年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。

図面右にあります○○グラウンドの西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員 1番 はい、説明を行います。10月16日の午前11時から、水谷会長、柿本委員、池田委員、事務局職員3名、それに私の7名にて、現地を確認いたしました。この土地は、今説明がありました資料の2ページと3ページの畠ですが、(借入)が、(貸入)より、相対での貸借契約ということで、果樹を栽培しております。使用貸借権の更新ということですので、問題はないものと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 委員

10番 説明をいたします。今池田委員のほうから、おおむね説明があったと思いますけども、(借入)はですね、この地番の上下と右左にみかんの木を植えて、管理をされておりますので、支障はないかなと思って、現地を見ました。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、2件目を事務局から説明をお願いします。

事務局

2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 嬉里郷 (地番) 地目 畑 面積 226m² 以下3筆です。

3筆合計 1, 949m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間です。

平成15年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。

土地の所在を説明します。図面左下にあります〇〇橋の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っています。現地確認を行った、山口和幸委員から報告を受けておりますので、事務局から説明いたします

事務局

説明を行います。10月16日午後1時半に、崎山職務代理、山口和幸委員及び事務局で現地確認を行いました。現地は、〇〇病院裏手にあるテニスコート上にあり、よく手入れをされておりました。借主である(氏名)は、80歳を超えてますが、農業する意欲は以前と変わらないということで、今回の貸借については問題ないと判断しております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、3件目を事務局から説明をお願いします。

事務局

3件目です。 次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町嬉里郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 講早市 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 嬉里郷 (地番) 地目 畑 面積 333m² 以下2筆です。

2筆合計 658m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和5年11月1日から令和10年10月31日までの5年間です。

平成15年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は、みかん〇〇kgです。なお、10aあたりの単価はみかん〇〇kgとなります。

土地の所在を説明します。図面左下にあります〇〇橋の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っています。現地確認を行った、山口和幸委員から報告を受けておりますので、事務局から説明いたします

事務局

この件につきましては、先ほどの農地の隣接地であり、同じ方が借りられるため、問題ないと判断しております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番

貸主の〇〇さんの年齢は分かりますか。

事務局

町外の方ですので、年齢までは分かりません。

議長

下限面積の撤廃等もありましたので、今からは特に年齢や、貸人と借人との関係、どこに農地を持っているかなどの確認も、事務局と一緒にに行っていきたいと思います。

他に、ご意見・質問はありませんか

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、4件目を事務局から説明をお願いします。

事務局

4件目です。 次ページをお開きください。

農地を借りられる方が新規就農者となりますので、資料No.1の就農計画書も合わせてご覧ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 高田郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町嬉三根郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷 (地番) 地目 畑 面積 510m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和5年11月1日から令和8年10月31日までの3年間です。

新規の契約となります。

年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。

土地の所在を説明します。図面左下にあります〇〇橋の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 はい、10月16日の午後2時半から、崎山委員、事務局3名、私の5名で確認をいたしました。

実は9月の初旬にですね、現地調査の時にこの現場を見たところ、結構草ぼうぼうしてたんですけど、現地確認の後には草刈りも済んで、すぐにも耕せるような状況でした。なかなか、意欲があるものだと感心しました。ただ、この土地と隣接する道の高低差が、2メートルぐらいあって、なかなかトラクターでの耕うんは難しいかなと思っております。そこを借りるということで、意欲がうかがえます。新規就農ということで、意欲的な人にはぜひ頑張ってもらいたいと思います。別に問題はないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

尾崎 明光 推進委員

推進委員 面積の確認なんんですけど、台帳では510m²、計画では700m²になってますけど、これ2番 は単純に本人さんの記入の違いでしょうか。

事務局 本人さんが、正確な台帳面積を見る前に、このぐらいと書いてこられたものなので、多少のズレが生じているところです。

議長 他に、ご意見・質問はありませんか

5番 渡邊 章三 委員

5番 現地を確認しましたが、ここを耕作するときに、車を道路には停められないんじゃないかなと思いました。耕作しに来て荷物を降ろすときに、駐車場がこの付近になかったので、ずっと手前に車を停めて歩いて来るんでしょうか。それともう1点。この方は63歳ですから、

定年帰農者かなと思いましたが、その点の確認をしたいと思います。

事務局

1点目の車の問題なんですけども、農地の下の左側の隙間のところに、一時的に車を停めて、車がどちらから来たら、そのときに動かすという話は聞いております。2点目定年帰農者かどうかというところなんですけれども、この方は元々（地区名）にお住まいで、正式な契約をせずに、御自身の近くの農地を他の人から借りてずっとされてたんですよね。そこが定年してからかどうかという確認はとれません。以上です。

議長

他に、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について、説明します。

第2号議案の1ページをご覧ください。今回の案件は10件35筆ございます。

所在は、2ページにあるとおり、すべて○○地区の土地改良区区域内です。

平成9年度に事業着手した緊急畠地帯総合整備事業の利用集積協力金を確保するため、平成30年度から農地中間管理事業における農用地利用集積計画の契約を行っており、契約期間満了に伴い契約を継続するものとなります。

すべての契約の期間は、令和5年11月10日から令和10年11月9日までの5年間です。平成30年から借り入れをされており、今回1回目の更新となります。

一覧表の緑色で表示されているものは、貸主と借主が異なるもので、2件7筆ございます。その他の8件28筆は、貸主と借主が同一のものとなりますので、説明を省略させていただきます。

7ページをご覧ください。

(A) 欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、
長与町本川内郷（地番） (氏名)

(C) 欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、
長与町本川内郷（地番） (氏名)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷（地番） 地目 畑 面積 566m² 以下5筆です。

5筆合計 5, 491m²です。

権利の種類 貸貸借 利用内容 普通畠及び樹園地です。

年間の借賃は、5筆合計〇〇円です。なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。
続きまして、21ページをご覧ください。

(A) 欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、
長与町本川内郷（地番） (氏名)

(C) 欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、
長与町本川内郷（地番） (氏名)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷（地番） 地目 畑 面積 1, 368m² 以下2筆です。

2筆合計 1, 575m²です。権利の種類 使用貸借 利用内容 樹園地です。

説明は以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員
1番

はい、説明を行います。10月16日、午前9時半から水谷会長、柿本委員、池田委員、事務局職員の3名、それに私の7名にて現地を確認いたしました。現地は、農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式に係る案件の土地であります。本川内郷の〇〇地区の山間部でありますが、確認いたしましたのは、先ほど局長から話がありましたように、緑色に塗られたところの土地であります。大部分はミカンの栽培が行われております。一部梅を栽培されているところもありました。その他、何ら問題はないものと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番

説明をいたします。全体的には今、池田委員さんのはうから説明ありましたように、10月16日に現地を確認しております。中間管理機構を使って取り組んだのが、平成30年に契約をしてるんですけど、土地改良区の受益地が大体60haぐらいあります。その中の連坦をしたところだけ、22ヘクタールぐらいを当初しております。その中で、地域の集積協力金という補助金が出るということで、土地改良区の施設がですね、もう18年ぐらいなつてますので、今から多分いろんなところに支障が出るだろうということで、維持費を幾らか確保しないといけないんだろうということで、この事業に取り組んでおります。

それで今回、ポンプとか、ボーリング場とかっていうのがありますので、そこらのもし不都合が出た場合は結構な経費がかかっていくんだろうということで、この協力金をいただいているんですけど、それを今後利用しながら、施設の維持を図っていくような対策をとったのがこの事業です。今回、22haのうちの5haぐらいですか、ここに上がったのがですね。A to Aに関してはですね、今回継続しなくてもいいという話を受けたんですけど、この（貸人）、（借人）と息子さんの（氏名）、この分については、A to Aじゃなかつたので、それについてはそのまま継続をしてくださいというような話をしております。そういう流れで取り組んでおりますので、よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

これから、報告事項に移ります。違反転用事案報告について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

違反転用事案報告、1件目

報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご覧ください。

この事案につきましては、農地法の許可を受けないで、資料No.2の右側の写真のとおり建物が建っております。報告事項の1ページの違反転用の内容は、20数年前に土地所有者が周辺住民の水道として飲用井戸（受水槽）を設置しております。今回土地所有者が亡くなつたことから、相続人が調査し、農地転用が未申請の違反転用であることが判明しております。この事案については、地域住民の生活に必要不可欠な水道施設であるため、農地への原状回復は困難であるとともに、施設の建設時期がわかる書類がないため、簡易手続きでの申請ができないことから、追認許可が妥当であると県と協議した結果、違反転用の所定の手続きを経て、追認許可を取るべきと判断されております。そのため、当該案件の「違反転用事案報告」を県に提出するため報告いたします。

対象地

長与町本川内郷（地番） 登記地目 田 面積 73m²

土地の所有者・違反転用者は、

長崎市（地番） （氏名） 相続人 （氏名）

土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。

図面の右上に○○ダムがございます。○○ダムの西側に位置した、赤色で表示してある場所が対象地です。

続きまして、違反転用事案報告、2件目

報告事項の4ページをご覧ください。資料につきましてはNo.3をご覧ください。

違反転用の内容は、平成28年ごろから業務用資材置場及び駐車場として使用していた箇所が、転用者から地区農業委員さんに売買の相談があったことから違反転用であることが判明しております。転用者の土地には、資材置場や駐車場がなく隣地の土地所有者に同意を得て整地・借用しております。畠に原状回復しても、すぐに転用許可申請が提出されると思われるため、追認許可が妥当であると県と協議した結果、違反転用の所定の手続きを経て、追認許可を取るべきと判断されております。そのため、当該案件の「違反転用事案報告」を県に提出するため報告いたします。

対象地

長与町斎藤郷（地番） 登記地目 畠 面積 800m²のうち約200m²

土地の所有者は、

長与町斎藤郷（地番） （氏名）

違反転用者は

長与町斎藤郷（地番） （氏名）

土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。

図面の中央に（施設名）がございます。（施設名）の北側に位置した、赤色で表示してある場所が、対象地です。以上です。

議長

柿本委員、1件目について、何か経過が分かりますか。

10番

こここの土地は、〇〇団地が出来たときに、水道の確保ということでされたみたいなんですが、私も多分違反転用かなと思いつながらずっと見て来たんですけど、この前たまたま事務局と一緒に現地を確認したときに、やっぱり違反転用だったんだなっていうのが、初めて分かったぐらいで、もう大分前からこの状態ですね。

議長

ありがとうございました。この件に関しては、〇〇団地の生活用水を配水している施設ですので、追認するということで異議のない方举手をお願いします。

(举手を確認 議長に報告)

举手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、追認することに決定いたします。

2件目について、地区担当の渡邊委員何かありませんか。

5番

はい、実はこの相談を受けたのはですね、8月のお盆前だったんですね。話を聞きますと、結構遡った話になるんですけど、実はこの〇〇川の河川工事の時代からの話でして、ここ一帯が昔は全部田んぼでした。河川工事で家を移転してくださいということで、何とか移転はしたんだけども、その後どうしてもの仕事上、石材を置いたり、車を停めたりする場所がないということで、平成の28年ぐらいに、(氏名)が(氏名)に相談をされて、こここの土地を貸してくださいということで借りていたらしいんですよ。期間も長くなるから、いずれは購入をしたいというような話だったんですね。私はてっきりもう(氏名)の土地になったと思っていたんですが、中身を聞いてみると現実的にはそうでなかったと。それで本人さんとも話をして、一応、自分たちが借りますよという話で、平成28年ぐらいからずっと借りていると。私も、これは大変なことだと思いながらですね、事務局とも立会いをしました。ただ、もう手続上の問題だから、これを違反転用ということで上げざるを得ないということを相談しまして、今日に至ったということです。

議長

ありがとうございました。この件につきましても、追認ということで異議のない方举手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、追認することに決定いたします。

以上で、報告事項を終わります。次に行事報告を事務局お願いします。

(この後、令和5年10月の行事報告が行われた。)

最後に11月の日程について、事務局からお願いします。

事務局 11月27日（月）9時30分からはいかがでしょうか

(異議なし)

議長 以上を持ちまして、長与町農業委員会10月総会を閉会します。